

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月6日

【四半期会計期間】 第119期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）

【会社名】 株式会社栗本鐵工所

【英訳名】 Kurimoto,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 福井 秀明

【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江一丁目12番19号

【電話番号】 (06)6538-7719

【事務連絡者氏名】 総合企画室長 生越 勝弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル
（株式会社栗本鐵工所東京支社）

【電話番号】 (03)3450-8611

【事務連絡者氏名】 総務部長 高僧 英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社栗本鐵工所東京支社
（東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第118期 第3四半期 連結累計期間	第119期 第3四半期 連結累計期間	第118期
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	(百万円)	76,154	68,880	103,664
経常利益	(百万円)	3,574	1,238	4,691
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,539	972	3,747
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	5,484	2,282	5,148
純資産額	(百万円)	50,855	48,104	45,307
総資産額	(百万円)	132,315	129,501	129,021
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	26.78	7.50	28.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	38.2	36.8	34.8

回次		第118期 第3四半期 連結会計期間	第119期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	12.93	7.29

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。
また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済対策や金融緩和策の効果により、輸出や生産の持ち直し、企業収益や雇用環境の改善など、景気回復の兆しが見られる一方で、円安による輸入物価上昇、新興国の経済成長鈍化や原油安による資源国の経済不安など海外景気の下振れ懸念等、依然として先行き不透明な状況で推移した。

このような状況の中で、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、鉄管部門では出荷量が減少したこと、機械部門の粉体機器、鍛圧機の大型案件が減少したことなどにより、売上高は前第3四半期連結累計期間比7,274百万円減収の68,880百万円となった。

利益面ではコストダウンに注力したが、鉄管・機械部門における減収の影響などにより、営業利益は1,524百万円(前第3四半期連結累計期間比2,667百万円減益)、経常利益は1,238百万円(前第3四半期連結累計期間比2,336百万円減益)となった。四半期純利益は、固定資産売却益の計上、繰延税金資産の見直しによる法人税等調整額の繰入をしたことにより、972百万円(前第3四半期連結累計期間比2,567百万円減益)となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

「パイプシステム事業」は、売上高については、鉄管部門において国土交通省より平成26年2月より適用される公共工事設計労務単価が決定・公表されたことに伴う発注遅れが徐々に改善されたものの、引き続き出荷が低調に推移したことなどで、前第3四半期連結累計期間比3,472百万円減収の41,517百万円となった。

営業利益については、高付加価値製品の拡販、コストダウンに注力したものの減収による減益の影響が大きく、前第3四半期連結累計期間比1,617百万円減益の1,380百万円の営業利益となった。

「機械システム事業」は、売上高については、素形材部門で増加したものの、機械部門の粉体機器で大型プラント案件が減少したことに加え、鍛圧機においても大型物件の出荷が減少したことなどにより、前第3四半期連結累計期間比3,948百万円減収の12,084百万円となった。

営業利益については、素形材部門、化学装置部門において利益率が改善したが、機械部門における減収による減益の影響が大きく、前第3四半期連結累計期間比400百万円減益の147百万円の営業利益となった。

「産業建設資材事業」は、売上高については、化成品部門において前年度に増加した農水向け製品及び電力向け製品の出荷が減少し低調に推移した。また、建材部門において設計、工事業者不足により発注が遅れているものの、大阪、首都圏を中心にビル関係、マンション関係の案件が堅調に推移し空調製品を中心に出荷が増加したことに加え、前第2四半期連結会計期間において連結子会社が増加していることなどで売上が増加し、前第3四半期連結累計期間比146百万円増収の15,278百万円となった。

営業利益については、鋼材、樹脂をはじめとした原材料価格が前年に比べ高止まりしていることに加え、比較的利益率の高い製品の出荷比率が減少したことなどで、前第3四半期連結累計期間比466百万円減益の75百万円の営業利益となった。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金などが減少した反面、商品及び製品、仕掛品、投資有価証券などが増加し、前連結会計年度末比479百万円増加の129,501百万円（前年同四半期132,315百万円）となった。

一方、負債においては支払手形及び買掛金が増加した反面、長・短期借入金、退職給付に係る負債などの減少により、前連結会計年度末比2,316百万円減少の81,396百万円（前年同四半期81,459百万円）となった。

純資産においては、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算したことや、その他有価証券評価差額金などの増加により、前連結会計年度末比2,796百万円増加の48,104百万円（前年同四半期50,855百万円）となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

（株式会社の支配に関する基本方針について）

1. 基本方針の概要

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす可能性のある当社株式の買付提案・買付行為等に賛同するか否かの判断についても、株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかし、当社株式の買付行為等の中には、その内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定される。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、係る買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えている。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進している。

(1) 企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来100年余、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、お客様満足第一のモノづくりに徹することにより、社会のインフラ整備やライフラインの拡充に貢献してきた。

今後もトータル・クオリティ・サービスでお客様の信頼を得、お客様に本当に満足していただくことにより、持続的成長を目指していくことを当社及びグループ会社の「経営基本方針」としている。

(2) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実施策」について

当社は、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施している。

経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役会（うち社外取締役1名）のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っている。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の監督機能を相対的に強化している。

また、当社の経営監査機関として、監査役会を設置している。監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っている。

内部統制システム

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）を決議している。

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めている。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月29日開催の第115回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為への対応策」について承認決議を受けた。

当社は、平成26年5月26日開催の当社取締役会において、同年6月27日開催の第118回定時株主総会で承認されることを条件として「当社株式等の大規模買付行為への対応策」（本プラン）の継続を決議し、第118回定時株主総会において本プランの承認決議を受けた。

(1) 本プランの概要

議決権割合で20%以上となる当社株式等の大規模買付行為に関する情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者による大規模買付行為に対する対抗措置を定めている。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、事前に大規模買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものである。なお、情報提供に関して、大規模買付者より合理的な説明がある場合には、取締役会は提供を求めた必要情報が全て揃わなくても、取締役会による評価を開始する可能性がある。大規模買付者からの情報提供の完了又は取締役会による評価開始について、大規模買付者に通知するとともに、適時適切に開示する。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において判断することになる。ただし、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがある。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとる場合がある。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かを判断するに際しては、大規模買付者側の事情についても考慮し、例えば合理的理由により必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとする。

独立委員会の設置

取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断する際、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置する。独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から選任する。

対抗措置の発動の手続

対抗措置をとる場合、取締役会は対抗措置の発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行う。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重する。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとする。

対抗措置発動の停止等について

取締役会が、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがある。対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行う。

(4) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報等を提供することを目的としており、当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えている。

対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について適時・適切に開示する。対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定していない。

ただし、大規模買付者については、大規模買付ルールを順守しない場合、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合等、対抗措置がとられた結果として、法的・経済的側面において不利益が発生する可能性がある。

(5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成26年6月27日に開催された第118回定時株主総会の日から3年間（平成29年6月開催予定の定時株主総会のときまで）とし、以降は3年ごとに、定時株主総会の承認を経ることとする。

ただし、本プランの有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

(6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足している。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっている。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしている。

また、株主の皆様が情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

株主意思を尊重するものであること

本プランは、平成26年6月開催の定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂いており、株主の皆様のご意向が反映されている。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができ、デッドハンド型買収防衛策でもスローハンド型買収防衛策でもない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,137百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	393,766,000
計	393,766,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	133,984,908	133,984,908		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日		133,984		31,186		6,959

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,757,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 128,952,000	128,952	
単元未満株式	普通株式 275,908		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908		
総株主の議決権		128,952	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれている。
また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれている。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12 番19号	4,757,000		4,757,000	3.55
計		4,757,000		4,757,000	3.55

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、4,758,518株である。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,577	18,811
受取手形及び売掛金	36,609	5 37,486
商品及び製品	9,222	11,106
仕掛品	4,214	6,569
原材料及び貯蔵品	2,441	2,559
その他	2,882	2,716
貸倒引当金	70	63
流動資産合計	79,877	79,186
固定資産		
有形固定資産		
土地	15,237	15,230
その他(純額)	17,771	18,183
有形固定資産合計	33,009	33,413
無形固定資産		
その他	619	604
無形固定資産合計	619	604
投資その他の資産		
投資有価証券	13,366	14,248
その他	2,660	2,413
貸倒引当金	512	365
投資その他の資産合計	15,514	16,295
固定資産合計	49,144	50,314
資産合計	129,021	129,501

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,860	5 29,354
短期借入金	4 24,939	4 24,663
1年内返済予定の長期借入金	4 13,342	4 2,264
未払法人税等	223	95
引当金	2,121	824
その他	6,253	5,732
流動負債合計	72,740	62,934
固定負債		
長期借入金	480	4 9,333
引当金	-	5
退職給付に係る負債	8,662	6,946
その他	1,829	2,176
固定負債合計	10,972	18,462
負債合計	83,713	81,396
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,186	31,186
資本剰余金	6,959	6,959
利益剰余金	9,749	11,938
自己株式	392	1,092
株主資本合計	47,503	48,991
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,630	3,349
退職給付に係る調整累計額	5,211	4,673
その他の包括利益累計額合計	2,581	1,323
少数株主持分	386	436
純資産合計	45,307	48,104
負債純資産合計	129,021	129,501

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	76,154	68,880
売上原価	57,673	52,850
売上総利益	18,481	16,030
販売費及び一般管理費	14,289	14,505
営業利益	4,191	1,524
営業外収益		
受取配当金	133	153
為替差益	48	110
その他	237	160
営業外収益合計	418	424
営業外費用		
支払利息	374	301
その他	660	409
営業外費用合計	1,034	711
経常利益	3,574	1,238
特別利益		
投資有価証券売却益	0	-
固定資産売却益	-	26
特別利益合計	0	26
特別損失		
投資有価証券評価損	-	2
その他	0	0
特別損失合計	0	2
税金等調整前四半期純利益	3,574	1,261
法人税、住民税及び事業税	256	119
法人税等調整額	273	118
法人税等合計	16	238
少数株主損益調整前四半期純利益	3,591	1,023
少数株主利益	51	51
四半期純利益	3,539	972

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,591	1,023
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,892	719
退職給付に係る調整額	-	538
その他の包括利益合計	1,892	1,258
四半期包括利益	5,484	2,282
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,432	2,230
少数株主に係る四半期包括利益	51	51

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間において、株式会社クリモトビジネスアソシエーツは重要性が増したため、連結の範囲に含めている。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が1,700百万円減少し、利益剰余金が1,700百万円増加している。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微である。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
従業員の金融機関借入金に対する保証債務	193百万円	174百万円

2 受取手形割引高及び裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形割引高	3,034百万円	2,793百万円
裏書譲渡高	26	4

3 コミットメント等について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結している。

借入未実行残高等は次の通りである。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
当座貸越極度額	1,900百万円	1,900百万円
コミットメントラインの総額	33,000	30,000
タームローンの総額	13,000	11,000
借入実行残高	36,787	34,850
差引額	11,112	8,050

4 財務制限条項等の付保

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
短期借入金のうち22,500百万円、長期借入金（1年以内返済分を含む）のうち13,000百万円については、財務制限条項等が付されている。	短期借入金のうち23,000百万円、長期借入金（1年以内返済分を含む）のうち11,000百万円については、財務制限条項等が付されている。
(1) 各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体の純資産残高は300億円以上を維持すること。	(1) 各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体の純資産残高は300億円以上を維持すること。
(2) 平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体の営業損益は2期連続で損失とならないこと。	(2) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体の営業損益は2期連続で損失とならないこと。
(3) 平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値が、1.0を超過しないこと。	(3) 平成27年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値が、1.0を超過しないこと。

5 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	百万円	1,258百万円
支払手形		2,089

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	1,652百万円	1,753百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	264	2.00	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	258	2.00	平成26年9月30日	平成26年12月8日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシス テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	44,989	16,033	15,131	76,154	-	76,154
セグメント間の内部売上高 又は振替高	216	-	1,367	1,584	1,584	-
計	45,205	16,033	16,499	77,738	1,584	76,154
セグメント利益	2,998	547	541	4,087	104	4,191

(注)1 セグメント利益の調整額104百万円には、セグメント間取引消去29百万円、各報告セグメントが負担する販売費、一般管理費、試験研究費の配分差額273百万円及びたな卸資産の調整額199百万円が含まれている。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシス テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	41,517	12,084	15,278	68,880	-	68,880
セグメント間の内部売上高 又は振替高	215	-	660	875	875	-
計	41,733	12,084	15,938	69,756	875	68,880
セグメント利益	1,380	147	75	1,602	78	1,524

(注)1 セグメント利益の調整額78百万円には、セグメント間取引消去27百万円、各報告セグメントが負担する販売費、一般管理費、試験研究費の配分差額47百万円及びたな卸資産の調整額58百万円が含まれている。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	26円78銭	7円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,539	972
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,539	972
普通株式の期中平均株式数(千株)	132,195	129,675

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

平成26年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議した。

(イ) 配当金の総額.....258百万円

(ロ) 1株当たりの金額..... 2円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成26年12月8日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行った。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月 6日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 馬 場 泰 徳 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 坂 東 和 宏 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 功 士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。